

次の**（設問）**に全て答えなさい。解答の順番は問わないが、いずれの設問に答えたのか、冒頭に問題番号を明記すること。

（設問1）

令和3年9月1日に設置される「デジタル庁」の行政組織法上の位置付けについて、以下に示す「デジタル庁設置法の概要」から、他省庁とも比較しながら、具体的に論じなさい。

デジタル庁設置法の概要	
趣旨	デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、 デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。
概要	<ol style="list-style-type: none">1. 内閣にデジタル庁を設置2. デジタル庁の所掌事務<ol style="list-style-type: none">(1) 内閣補助事務<ul style="list-style-type: none">・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整(2) 分担管理事務<ul style="list-style-type: none">・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監視、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること3. デジタル庁の組織<ol style="list-style-type: none">(1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。(2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勸告権等を規定。(3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。(4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。4. 施行期日等<ol style="list-style-type: none">(1) 施行期日：令和3年9月1日(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

出典：https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210209_02_Outline.pdf

（設問2）

あなたの大学の野球部が全日本大学野球選手権大会で優勝したため、あなたは祝賀会の実行委員長となった。（1）公道で祝賀パレードを実施しようと考えているが、そのためには誰に対していかなる許可を得る必要があるか。また、（2）他の委員から、どうして道路を通行するだけなのに許可が必要なのか、①電柱、電線、水道管を永続的に敷設する場合、②工事車両を通行させる場合、③公道で文化祭の屋台を設置する場合と違いはあるのか否かについて尋ねられた。これらについて具体的に論じなさい。

【解答のポイント】

（設問1）

デジタル庁は内閣に直属する内閣補助部局であり、内閣府（とその外局）、各省庁（とその外局）とは位置付けが異なる。

特に内閣補助事務と分担管理事務を両方行うこととされている点は大きな特徴である。内閣補助事務に特化した機関として内閣官房があり、各省庁は分担管理事務を行うこととなっているが、例外的に、内閣補助事務と分担管理事務を双方担う機関として内閣府と復興庁がある。この2つは、主任の大臣が内閣総理大臣とされ、それぞれ大臣（内閣官房長官・復興大臣）が置かれているが、事務統括のために配置された大臣であり、あくまでも主任の大臣は内閣総理大臣である。

デジタル監は総括整理職という位置付けであり、事務次官や省名審議官、技監のようなものだと思えば良い。デジタル社会推進会議は、国家安全保障会議のようなインナーキャビネットだと理解するのが妥当であろう（全閣僚が構成員となる点で、「インナー」と表現するのが適切であるかはともかく）。

（設問2）

パレードの開催は道路の自由使用ではないので、道路交通法 77 条 1 項 4 号に基づいて、所轄警察署長から許可を受ける必要がある。法的性質で言えば、警察許可になる。基本的に本来的な自由を回復させる行為の一種なので、行政の裁量の幅は小さく、要件を充たせば許可を与える方向で検討しなければならない。

① 電柱・電線・水道管

これらは道路敷地の永続的な利用であるから、特許使用として道路管理者から占有許可を受ける必要がある（道路法 32 条 1 項）。特許使用であるので、行政庁の裁量の余地が大きい。無余地性の要件や、「著しい支障を与えない」要件がかかる。

② 工事車両の通行

特殊車両の通行は、車両の通行自体は本来道路において認められるべき行為であるが、車両の重量が過重であるといった理由から、道路保全の見地からみた制限がかかる。道路管理権に基づく一般禁止の特定解除であり、やはり警察許可の一態様である（道路法 47 条・47 条の 2）。裁量の幅は小さい。

③ 文化祭の屋台

これはパレード開催と同様、公物警察権に基づき警察署長から許可を受ける必要がある（道路法 77 条 1 項）。

その他、道路管理権と公物警察権の調整が必要であること、各態様の裁量の大小について言及があった場合には相応に加点した。

【講評】

登録者数が 137 名、うち試験を受験した者が 101 名、特例レポート提出者が 1 名であった。試験を受験した者の成績の内訳は、S が 4 名、A が 10 名、B が 14 名、C が 51 名、D が 22 名である（言うまでもなく、試験欠席者は全て D となった）。

配点はそれぞれ 50 点ずつ。**（設問1）**は解答しにくい問題であることは承知の上での出題であった。内閣補助事務と分担管理事務というのがキーワードとなっており、設問に記載されている内容をそのまま引き写すだけでも相応の得点を与えたのに、それすらしないのでは心許ない。各省との比較のほか、内閣府や各省の外局としての庁・委員会との比較などが詳細になされている答案は印象が良かった。

可否を分けたのは、**（設問2）**の出来であったかもしれない。警察許可、公物管理権に基づく特許／許可について論じれば良いだけの設問であったが、道路工事は公益性があるから許可は不要だとか、特殊車両の通行は道路本来の用法だから許可は不要であるといった答案が散見された。レジュメそのままの出題であって特段のひねりはないのだから、でっち上げの理論を組み立ててはいけない。また、公物の所有関係について理解を欠いている答案は（借地権が必要である等）、いくら分量を重ねても点数は上げられなかった。

自由記述欄については、授業に関係の深い内容であれば相応に加点を行った。行政の内部関係や外部関係が出題されると予想した者が多かったようだが、学習の初期段階において「ヤマを張る」勉強はお薦めしない。